

財務諸表に対する注記

当年度から社会福祉法人会計基準（「社会福祉法人会計基準の制定について（平成23年7月27日（一部改正 平成27年9月25日）雇発0727第1号、社発0727第1号、老発0727第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）別紙」）を適用し、会計基準の移行にあたっては「社会福祉法人会計基準の運用上の取扱い等について（厚生労働省課長通知）」別紙2「社会福祉法人会計基準への移行時の取扱い」によっております。このため事業活動計算書の前年度決算欄及び増減欄並びに貸借対照表の前年度末欄及び増減欄の記載は省略するとともに、同別紙2の別紙③「指導指針と会計基準の勘定科目比較表」及び別紙⑦「旧病院会計準則と会計基準の勘定科目比較表」に基づく勘定科目の組替えを行っております。なお、社会福祉法人会計基準の適用により、事業活動計算書のその他の特別損失が1,193,670,332円増加し、この結果、特別増減差額及び当期活動増減差額がそれぞれ1,193,670,332円減少しております。その内訳は、有形固定資産の減価償却に係る残存価額を取得価額の10%からゼロに変更したことによるその他の特別損失増加額825,801,640円、退職給付債務の計算方法を期末要支給額基準から原則法に変更したことによるその他の特別損失増加額367,868,692円であります。

1. 重要な会計方針

- (1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
棚卸資産の評価方法は、最終仕入原価法による原価法（貸借対照表額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）によっております。
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ①建物・建物付属設備・構築物・医療用機械備品・車輛運搬具・器具及び備品
定額法を採用しております。
 - ②所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
- (3) 引当金の計上基準
 - ・賞与引当金
職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上しております。
 - ・徴収不能引当金
貸倒懸念債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - ・退職給付引当金
職員に対する退職給付の支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき引当金を計上しております。退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法は、期間定額基準によっております。数理計算上の差異は発生事業年度に全額費用処理をしております。
- (4) 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。
- (5) リース会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引
リース会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理を適用しております。

2. 法人で採用する退職給付制度

- (1) 採用している退職給付制度の概要
退職一時金制度を採用しており、非積立型の退職給付制度を採用しております。
- (2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	3,900,872,592円
勤務費用	335,084,050円
利息費用	7,177,606円

数理計算上の差異の当期発生額	△147,383,263円
退職給付債務の支払額	414,699,600円
期末における退職給付債務	3,681,051,385円

(3) 退職給付債務と退職給付引当金の調整表	
① 退職給付債務	3,681,051,385円
② 未認識数理計算上の差異	0円
③ 退職給付引当金 (①+②)	3,681,051,385円
(4) 退職給付に関連する損益	
① 勤務費用	335,084,050円
② 利息費用	7,177,606円
③ 未認識数理計算上の差異	△147,383,263円
④ 退職給付費用 (①+②+③)	194,878,393円
(5) 数理計算上の計算基礎に関する事項	
割引率	0%

3. 法人が作成する財務諸表等と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する財務諸表は以下のとおりになっております。

- (1) 法人全体の財務諸表 (第1号の1様式、第2号の1様式、第3号の1様式)
- (2) 事業区分別内訳書 (第1号の2様式、第2号の2様式、第3号の2様式)
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳書 (第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式)
- (4) 公益事業における拠点区分別内訳書 (第2号の1様式、第2号の2様式、第2号の3様式)
当法人では、公益事業を実施していないため作成していません。
- (5) 収益事業における拠点区分別内訳書 (第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式)
当法人では、収益事業は1拠点のため作成していません。
- (6) 各拠点区分におけるサービス区分の内容
 - ア 三井記念病院拠点 (社会福祉事業)
「三井記念病院」
 - イ 三井陽光苑拠点 (社会福祉事業)
 - ① 「短期入所生活介護」
 - ② 「通所介護」
 - ③ 「認知症対応型通所介護」
 - ④ 「居宅介護支援」
 - ⑤ 「委託介護予防事業」
 - ⑥ 「介護老人福祉施設」
 - ウ 三井記念病院拠点 (収益事業)
「三井記念病院 収益」

4. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	317,880,789	0	0	317,880,789
建物	11,159,587,656	20,620,061	712,596,751	10,467,610,966
構築物	679,286,106	0	61,496,799	617,789,307
合計	12,156,754,551	20,620,061	774,093,550	11,403,281,062

5. 会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

6. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

土地 (基本財産)	317,880,789	円
建物 (基本財産)	10,467,610,966	円
構築物 (基本財産)	617,789,307	円
計	11,403,281,062	

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

設備資金借入金	10,043,500,000	円
計	10,043,500,000	

7. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし

8. 関連当事者との取引の内容
該当なし

9. 重要な偶発事象
該当なし

10. 重要な後発事象
該当なし

11. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

(1) 減損損失関係

以下の固定資産について減損損失を計上しております。

- ・種類 権利（電話加入権） ・減損損失の金額 4,091,850円
- ・評価方法の算定方法 国税局電話加入権評価額によっております。

(2) 内部取引消去関係

社会福祉事業区分事業活動内訳書の内部取引消去欄における三井記念病院拠点のその他の特別損失898,101,664円及び三井陽光苑拠点のその他の特別収益898,101,664円は、三井記念病院拠点の拠点区分間長期貸付金にかかる貸倒損失及び三井陽光苑拠点の拠点区分間長期借入金にかかる債務免除益になります。

財務諸表に対する注記(三井記念病院拠点区分用)

当年度から社会福祉法人会計基準（「社会福祉法人会計基準の制定について（平成23年7月27日（一部改正）平成27年9月25日）雇発0727第1号、社援発0727第1号、老発0727第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）別紙」）を適用し、会計基準の移行にあたっては「社会福祉法人会計基準の運用上の取扱い等について（厚生労働省課長通知）」別紙2「社会福祉法人会計基準への移行時の取扱い」によっております。このため事業活動計算書の前年度決算欄及び増減欄並びに貸借対照表の前年度末欄及び増減欄の記載は省略するとともに、別紙⑦「旧病院会計準則と会計基準の勘定科目比較表」に基づく勘定科目の組替えを行っております。

なお、社会福祉法人会計基準の適用により、事業活動計算書のその他の特別損失が1,159,899,450円増加し、この結果、特別増減差額及び当期活動増減差額がそれぞれ1,159,899,450円減少しております。その内訳は、有形固定資産の減価償却に係る残存価額を取得価額の10%からゼロに変更したことによるその他の特別損失増加額825,801,640円、退職給付債務の計算方法を期末要支給額基準から原則法に変更したことによるその他の特別損失増加額334,097,810円であります。

1. 重要な会計方針

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価方法は、最終仕入原価法による原価法（貸借対照表額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

①建物・建物付属設備・構築物・医療用機械備品・車輛運搬具・器具及び備品
定額法を採用しております。

②所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

・賞与引当金

職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上しております。

・徴収不能引当金

貸倒懸念債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

・退職給付引当金

職員に対する退職給付の支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき引当金を計上しております。退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法は、期間定額基準によっております。数理計算上の差異は発生事業年度に全額費用処理をしております。

(4) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(5) リース会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理を適用しております。

2. 採用する退職給付制度

(1) 採用している退職給付制度の概要

退職一時金制度を採用しており、非積立型の退職給付制度を採用しております。

(2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	3,745,692,410円
勤務費用	312,502,683円
利息費用	6,892,074円
数理計算上の差異の当期発生額	△128,883,599円
退職給付債務の支払額	399,923,800円
期末における退職給付債務	3,536,279,768円

(3) 退職給付債務と退職給付引当金の調整表

① 退職給付債務	3,536,279,768円
② 未認識数理計算上の差異	0円
③ 退職給付引当金 (①+②)	3,536,279,768円

(4) 退職給付に関連する損益

① 勤務費用	312,502,683円
② 利息費用	6,892,074円

③ 未認識数理計算上の差異	△128,883,599円
④ 退職給付費用 (①+②+③)	190,511,158円

- (5) 数理計算上の計算基礎に関する事項
割引率 0%

3. 法人が作成する財務諸表等と拠点区分、サービス区分

- (1) 法人全体の財務諸表 (第1号の1様式、第2号の1様式、第3号の1様式)
- (2) 事業区分別内訳書 (第1号の2様式、第2号の2様式、第3号の2様式)
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳書 (第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式)
- (4) 公益事業における拠点区分別内訳書 (第2号の1様式、第2号の2様式、第2号の3様式)
当法人では、公益事業を実施していないため作成していません。
- (5) 収益事業における拠点区分別内訳書 (第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式)
当法人では収益事業は1拠点のため作成していません。
- (6) 各拠点区分におけるサービス区分の内容
 - ア 病院拠点 (社会福祉事業)
「三井記念病院」
 - イ 病院拠点 (収益事業)
「三井記念病院 収益」

4. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)				
基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	317,880,789	0	0	317,880,789
建物	9,580,847,202	16,020,061	616,621,451	8,980,245,812
構築物	679,286,106	0	61,496,799	617,789,307
合 計	10,578,014,097	16,020,061	678,118,250	9,915,915,908

5. 会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定により基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し
該当なし

6. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

土地 (基本財産)	317,880,789	円
建物 (基本財産)	8,980,245,812	円
構築物 (基本財産)	617,789,307	円
計	9,915,915,908	

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

設備資金借入金	9,842,500,000	円
計	9,842,500,000	

7. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

8. 重要な後発事象

該当なし

9. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

(1) 減損損失関係

以下の固定資産について減損損失を計上しております。

- ・種類 権利 (電話加入権) ・減損損失の金額 3,351,850円
- ・評価方法の算定方法 国税局電話加入権評価額によっております。

(2) 内部取引消去関連

社会福祉事業区分事業活動内訳書の内部取引消去欄における三井記念病院拠点のその他の特別損失898,101,664円及び三井陽光苑拠点のその他の特別利益898,101,664円は、三井記念病院拠点の拠点区分間長期貸付金にかかる貸倒損失及び三井陽光苑拠点の拠点区分間長期借入金にかかる債務免除益になります。

財務諸表に対する注記（三井陽光苑拠点区分用）

当年度より会計基準を指定介護老人福祉施設等会計処理等取扱指導指針（平成12年3月10日老計第8号厚生省老人保健福祉局老人福祉計画課長通知）から社会福祉法人会計基準（平成23年7月27日雇児発・社援発・老発0727第1号3局長連名通知）へ移行しております。

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

①建物・建物附属設備・構築物・車輛運搬具・器具及び備品
定額法を採用しております。

②所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。

(2) 引当金の計上基準

・賞与引当金

職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上しております。

・退職給付引当金

職員に対する退職給付の支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき引当金を計上しております。退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法は、期間定額基準によっております。数理計算上の差異は当該事業年度の費用として一括処理しております。

(3) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 採用する退職給付制度

当拠点で採用する退職給付制度は以下の通りであります。

(1) 採用している退職給付制度の概要

当拠点は 退職一時金制度を採用しており、非積立型の退職給付制度を採用しております。

(2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	155,180,182円
勤務費用	22,581,367円
利息費用	285,532円
数理計算上の差異の当期発生額	△18,499,664円
退職給付債務の支払額	14,775,800円
期末における退職給付債務	144,771,617円

(3) 退職給付債務と退職給付引当金の調整表

① 退職給付債務	144,771,617円
② 未認識数理計算上の差異	0円
③ 退職給付引当金 (①+②)	144,771,617円

(4) 退職給付に関連する損益

① 勤務費用	22,581,367円
② 利息費用	285,532円
③ 未認識数理計算上の差異	△18,499,664円
④ 退職給付費用 (①+②+③)	4,367,235円

(5) 数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率 0%

3. 法人が作成する財務諸表等とサービス区分

- (1) 法人全体の財務諸表（第1号の1様式、第2号の1様式、第3号の1様式）
- (2) 事業区分別内訳書（第1号の2様式、第2号の2様式、第3号の2様式）
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳書（第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式）
- (4) 当拠点の財務諸表（第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式）
- (5) 当拠点におけるサービス区分の内容

ア 三井陽光苑拠点（社会福祉事業）

- ①指定介護老人福祉施設
- ②短期入所者生活介護
- ③通所介護
- ④認知症対応型通所介護
- ⑤居宅介護支援
- ⑥委託介護予防事業

4. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物	1,578,740,454	4,600,000	95,975,300	1,487,365,154
合計	1,578,740,454	4,600,000	95,975,300	1,487,365,154

5. 会計基準第3章第4（4）及び（6）の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩しを行った場合には、その旨、その理由及び金額

該当なし

6. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

建物（基本財産）	1,487,365,154	円
計	1,487,365,154	

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

設備資金借入金（1年以内返済予定額を含む）	201,000,000	円
計	201,000,000	

7. 満期保有目的の債権の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

8. 重要な後発事象

該当なし

9. その他当拠点の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状況を明らかにするために必要な事項

- (1) リース会計基準適用初年度開始前のファイナンス・リース取引関係

ア. 有形リース資産

取得価額相当額	3,219,360円
減価償却累計額相当額	1,016,640円
期末残高相当額	2,202,720円

イ. 無形リース資産

取得価額相当額	4,060,000円
減価償却累計額相当額	870,000円
期末残高相当額	3,190,000円

ウ. 未経過リース料期末残高相当額

1年以内	2,007,072円
1年超	3,750,984円

(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法により算定しております。

エ. 当期の支払リース料、減価償却費相当額	
支払リース料	2,007,072円
減価償却費相当額	1,886,640円

オ. 減価償却費相当額の算定方法は、定額法を採用しております。

(2) 減損損失関係

以下の固定資産について減損損失を計上しております。

- | | | | |
|------------|----------------------|----------|----------|
| ・種類 | 権利（電話加入権） | ・減損損失の金額 | 740,000円 |
| ・評価方法の算定方法 | 国税局電話加入権評価額によっております。 | | |

(3) 内部取引消去関連

社会福祉事業区分事業活動内訳書の内部取引消去欄における三井記念病院拠点のその他の特別損失898,101,664円及び三井陽光苑拠点のその他の特別利益898,101,664円は、三井記念病院拠点の拠点区分間長期貸付金にかかる貸倒損失及び三井陽光苑拠点の拠点区分間長期借入金にかかる債務免除益になります。